

気象警報の発表等により臨時休校となる場合

兵庫県立龍野北高等学校
(定時制課程)

1 以下の場合に臨時休校とする

- (1) 午後2時以降の時点で、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが、たつの市に発表されている場合
- (2) 考査期間中に限り、生徒が居住しているいずれかの地域に午後2時以降の時点で上記警報のいずれかが発表されている場合
- (3) JR 姫新線（姫路～播磨新宮）が午後2時以降の時点で運休の場合

付記

たつの市以外に居住する生徒で、居住区域または通常の通学経路に午後2時以降の時点で上記の警報が発表されている場合は、自宅待機とし、公欠扱いとする。（学校は休校とならない。）

2 気象警報に関する情報は、気象庁の公式ウェブページの発表を基準とする



3 緊急時について

上記のように学校が臨時休校になる場合は、学校発信の BLOG で情報提供を行います。

URL : <https://www2.hyogo-c.ed.jp/weblog2/tatsunokita2-hs/>

